

# 京都市事業継続に向けた業種別団体等 担い手確保・育成支援補助金（2次募集）

- ・京都市府中小企業団体中央会加入の事業協同組合、企業組合等の組合
- ・商店街・生活衛生同業組合などを対象とした、

ウィズコロナ社会に対応するための  
人材育成や人材確保等に資する取組に  
幅広く御活用いただける補助金です！

- ・上記の団体の組合員で構成するグループや、  
京都商工会議所の会員で構成するグループ  
での取組にも御活用いただけます！

郵送受付  
**10/26** (月)  
必着

対象事業は裏面を御覧ください 

補助金額率

- ①業種別団体での申請 上限**100**万円(補助率 **4/5**以内)
- ②同一の業種別団体に属する中小企業等(3者以上)を  
構成員に含むグループ 上限**40**万円(補助率**4/5**以内)

補助対象者

主たる事務所を市内に設けている又は、構成員の半数以上が市内に本社  
又は主たる事務所等を設けている中小企業等で構成する業種別団体

(令和2年4月1日以前に設立されたもの)

※法人格のない団体は、令和2年4月1日以前に設立し、設立時又は申請時に構成員が4以上であること。

※その他にも要件があります。詳細はホームページで御確認ください。

事業実施期間

令和2年6月1日～令和3年3月15日に完了する事業  
(新たな雇用の場合の雇用開始日は、令和2年6月1日～令和2年12月15日に限ります。)

受付期間

令和2年**10月9日** (金) ～ 令和2年**10月26日** (月) **午後5時必着**

申請方法

**郵送受付**のみ

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、  
御理解・御協力をお願いいたします。

〒604-8106 京都市中京区丸木材木町670-1吉岡御池ビル3階  
京都市「業種別団体等担い手確保・育成支援補助金」事務局宛て

申請書

**ホームページからダウンロードしてください。**

市役所、区役所・支所にも置いています。

申請書等



お問い合わせ先

京都市「業種別団体等担い手確保・育成支援補助金」事務局  
**075-746-3764**

午前9時～午後5時(土日祝日及び年末年始を除く)



# 京都市事業継続に向けた業種別団体等担い手確保・育成支援補助金 対象事業・活用例

補助金の交付対象となる事業や経費は、ウィズコロナ社会に対応するための人材育成や人材確保等につながる取組で、具体例は次のとおりです。

## (1) 団体等を構成する中小企業等の従業員の知識や技術の習得に係る取組

**具体例** セミナーや研修等の開催に係る費用（専門家や講師に対する謝金や交通費、会場等の賃借料、折り込みやネットによる広告費、広報宣伝用チラシ等の印刷費、チラシ送付に係る郵便代等の通信運搬費、業務を委託するときの委託料等）

## (2) 団体等を構成する中小企業等の人材確保を支援する取組

**具体例** ①合同企業説明会等の開催に要する費用（同上）  
②セミナーや研修等の開催に係る費用（同上）  
③工房や工場の見学会の開催に係る費用（同上）

## (3) 団体等の事務局における新たな雇用

**具体例** 次に掲げる方を3箇月以上雇用した時の賃金  
・新型コロナウイルス感染症の影響による離職者  
・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者  
・新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消者等  
・就職が困難な方（就職氷河期世代や高齢者、障害者など）

※1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、新たに3箇月以上の雇用がある方に限ります。

※3箇月以内に自己都合で退職された場合でも、その労働者についての補助金は支給しません。

※対象労働者については、雇用日から3箇月経過後に、京都市民である必要があります。

詳細は、要綱を御確認ください。

・新たな雇用に限らず、**人材育成や人材確保を目的とした事業**について、幅広く御利用いただけます。

（補助対象外経費（※）がありますので、あらかじめ御確認ください）

・**例年行っているセミナーや研修、合同企業説明会等も対象**となります。

（活用例）

セミナーや研修の開催



合同企業説明会等の開催



次の経費は補助対象となりません。

○A機器や什器等の購入費、リース費用・レンタル費用、家賃等の固定経費、損失補てん、借入に伴う支払利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

本補助金と業種別団体等活性化支援事業補助金とは、併用可能ですが、本補助金では新たに雇用した労働者への賃金も対象となる一方で下線部が対象外となるなど、補助対象経費の一部等が異なります。

**申請締切(郵送受付のみ) 10月26日(月) 午後5時必着**